

募集

兵庫県補助事業

都市と農山漁村との交流による地域活性化に 意欲のある団体を募集します！



—兵庫県補助事業（農山漁村活性化応援事業）のご案内—

人口減少や高齢化が進む農山漁村では、都市部との活発な交流や都市住民の受入れなどにより、その地域のファンや応援団をつくることで、活性化につなげることが必要です。

しかし、農山漁村の住民だけで企画・実施するには、人材不足など多くの課題があります。

そこで、**農林漁業体験など豊かな自然とのふれあいや、農産物特産品など様々な地域資源を有する農山漁村の魅力を生かし、都市部との継続的な交流の取組を企画・実施するNPO法人や大学研究室等の団体を募集します！**



補助内容

補助対象者	NPO法人、農村集落活性化支援団体、大学研究室等 〔兵庫県内の農山漁村のもつ地域資源を活用し、農山漁村と都市住民等との相互交流による地域活性化を図る事業計画を作成する者〕
対象活動	農山漁村と都市住民等の相互交流による活動 【取組例】 <ul style="list-style-type: none">・農作業支援・体験（定植、収穫、草刈りなど）・集落景観維持活動支援（清掃活動、環境保全活動）・イベント参加（収穫祭、コスモス祭など）・農作物販売（購買）活動（都市部での販売、買い支え）・特産品加工体験（そば打ち、ジャム加工など）
補助対象経費	上記活動を行うために必要な経費 * 補助金交付決定後に生じた経費に限ります。 * 飲食費、過大な備品購入費など補助金の用途には、一部制限があります。
補助率	定額
補助額	1事業あたり上限25万円（5万円単位の額とし、端数は切り捨て）
補助期間	1年間 ※ 当該年度から3カ年の計画を作成し活動することを条件とします。 <u>（補助は初年度のみ）</u>
募集事業数	10事業（予定）
応募方法	応募書類を記入し受付期間内にご提出ください。（詳しくは裏面） ※ 受付期間： <u>平成30年3月9日（金）～4月13日（金）</u>
審査方法	プレゼンテーション（5月上旬予定）を行い、採択の可否を決定します。 * プレゼンテーションの日時は、応募者に連絡します。



応募方法

<応募受付期間>

平成30年3月9日（金）から4月13日（金）まで

<提出先・問合せ先>

兵庫県 農政環境部 楽農生活室 楽農生活班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1（兵庫県庁 1 号館 6 階）

電話（代表） 078-341-7711（内線 3949） FAX 078-362-4458

E-mail rakuno@pref.hyogo.lg.jp

<提出書類・方法>

- ・応募書類を提出先へ郵送（最終日消印有効）または持参してください。（持参の場合は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。）

[応募書類 ※①～④の全て]

- ① 農山漁村活性化応援事業 申請書
 - ② 農山漁村活性化応援事業 計画書
 - ③ 応募団体及び農山漁村・都市住民等団体の定款・規約等活動の詳細がわかる書類（大学研究室を除く）
 - ④ その他説明資料（必要に応じて）
- 下記の URL からダウンロードできます。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk03/nousangyoson.html>

または、**農山漁村活性化応援事業** で検索

審査

- ・書類審査及びプレゼンテーション（5月上旬予定）により、採択の可否を決定します。
〔計画の妥当性、継続性、発展性、独自性、対象経費の適切さ、期待される効果〕
などを審査します。プレゼンテーションの日時は、応募者に連絡します。〕
- ・採択にあたっては、条件を付す場合があります。

活動報告会

- ・平成31年2～3月頃に活動報告会を開催します(予定)。採択団体は原則として出席・報告が必要です。

注意事項

- ・本事業により補助を受ける活動と同一の活動について、国・県・市町等から重複して助成をうけることはできません。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取消しまたは補助金の返還を求めることがあります。
- ・事業完了後 30 日以内または平成 31 年 3 月 29 日までのいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。
- ・事業完了後、提出された実績報告書を審査の上、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、請求に基づき指定口座への補助金を支払います。
- ・必要な場合は概算払い（前渡金）として、交付決定額の 8 割を上限に必要額を先にお支払いし、残額を事業終了後に精算します。概算払い（前渡金）の請求には、別途、資金計画表及び請求書の提出が必要です。
- ・本事業は平成 30 年度予算成立が前提となります。予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。